

# 第141回山梨県都市計画審議会

## 会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時： 平成23年12月19日（月） 午後1時30分 ～ 午後3時00分

2. 場所： ホテル談露館 「アンバー」

### 3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員)	(1号委員)	荻野 勇夫 委員	
		刑部 利雄 委員	
		佐々木 邦明 委員	
(委員)	(2号委員)	信田 恵三 委員	
		市原文子 委員	
		宮坂 亘 委員	(代理 村松 秀夫)
		神谷 俊広 委員	(代理 川口 千晴)
(委員)	(4号委員)	下保 修 委員	(代理 乙守 和人)
		平川 伸一 委員	(代理 清水 進)
		高野 剛 委員	
		武川 勉 委員	
(委員)	(5号委員)	望月 清賢 委員	
		樋口 雄一 委員	
		堀之内 可和 委員	
(委員)	(専門委員)	川崎 雅明 委員	(代理 窪田 弘一)

(事務局)	(都市計画課)	課長	市川 成人	
		まちづくり推進企画監	中村 克巳	
		総括課長補佐	内藤 真男	
		課長補佐	望月 一良	
		課長補佐	深澤 修一	
		副主幹	大森 隆	
		副主幹	武藤 直仁	
		主任	赤坂 亮典	
		主任	弾塚 崇	
		主事	塚田 晃司	
		(建築住宅課)	課長補佐	望月 克彦
			主査	山崎 宗彦
			副主査	青柳 昌宏

**4. 傍聴者等の数** 0人

**5. 会議次第**

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) 閉会

**6. 審議案件**

1. 甲府都市計画道路の変更（山梨県決定）について  
3・4・11号 田富町敷島線
2. 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について  
笛吹市 一般・産業廃棄物処理施設

**7. 議事の概要**

別紙会議録による。

## 第141回山梨県都市計画審議会 会議録

司 会

本日は大変お忙しいなか、山梨県都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、山梨県国土整備部都市計画課の内藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、第141回山梨県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。まず、本日の「会議次第」、それから「委員名簿」、「第141回山梨県都市計画審議会 議案書」、参考資料といたしまして、「公聴会の公述要旨と見解」、「17条縦覧時の意見の要旨と見解」、「建築基準法第51条ただし書き許可について」、以上でございますが、不足している資料はございませんでしょうか。不足しているものがありましたら、事務局までお申し出いただきたいと思っております。

続いて、議事に入る前に、本審議会の成立についてご報告申し上げます。

山梨県都市計画審議会条例の第5条第2項の規定によりますと、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっております。

本日は、19名の委員のうち、14名のご出席をいただいておりますので、本審議会の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本審議会運営規定第5条第2項の規定に基づき、会長に議長をお願いし、審議を進めていただきたいと思います。と存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議 長

本年度、第2回目ということになりますが、通算で第141回山梨県都市計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議案でございますけれども、お手元の議案書のとおり2件でございます。ご協力をお願いします。

審議に入る前に会議録署名委員をA委員、B委員をお願いします。

では、これより審議に入ります。

### [第1号議案]

議 長

それでは、第1号議案「甲府都市計画道路の変更（3・4・11号田富町敷島線）について」事務局より説明をお願いいたします。

#### <事務局説明>

議 長

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(質問意見なし)

議 長

それでは、第1号議案につきまして、原案どおり都市計画を変更することに対し、同意してよろしいかお諮りいたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認めます。

それでは第1号議案については、原案どおり同意することといたします。

[第2号議案]

議 長 続きまして、第2号議案「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について 笛吹市 一般・産業廃棄物処理施設」の説明を事務局よりお願いいたします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

B委員 今回は、建築物の新規は無いということですよ。その中に施設をつくるということの審議ですよ。そこで、41ページの配置図についての質問ですが、四角く塗ってある施設を新規につくるということですか。

事務局 41ページの配置図になりますが、ブルーに塗ってありますのが建物でございます。まず、建物②、右上になりますが、「選別施設2」と「破碎施設(廃プラ)」と書かれていますが、このうち「選別施設2」を新たに作ります。  
敷地の配置図の下側の⑦番、「選別施設1」、こちらも新規になります。

B委員 それで、21ページに今回新しい許可対象の施設がありますが、この数と41ページの施設の数合わないような気がします。一般廃棄物と産業廃棄物の処理施設はそれぞれ別々のものですか。

事務局 こちらは、同じ施設で一般廃棄物と産業廃棄物を処理することになります。

B委員 わかりました。

議 長 よろしいでしょうか。  
ほかにご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

C委員 既存の許可時容量の5倍近い量になるということですよ。そうすると車の搬入なんかも1日40台くらいのものでしょうかね。置き換えてみると。それから、大気汚染、騒音、振動。こういったものは5分の1の量の中での想定のもので、これが5倍になったときのものと、そういったものは数値的に精査されているのかどうか。

事務局 焼却施設の関係で大きく5倍に処理能力は増加しますが、こちらにつきましては、従来、稼働時間8時間のところ、24時間の稼働というものへの変更となります。ごみの搬出入の量はそれほど変わらず、車両の運搬等も変わらないような状況になっております。

C委員 そうしますと、既存の施設の中で十分5倍以上の能力はあったと理解してよろしいですか。

事務局 焼却施設につきましては、平成13年に廃掃法の許可を受けまして、現在に至っております。今回新たに設置するものとして、選別施設と同時に許可申請に至ったわけですが、従前の処理施設を変更しまして、8時間が24時間と約3倍になりますが、ダイオキシン類等の発生を抑制するような施設への変更で、どうしても焼却が24時間必要ということで、ごみの総受入量に対しては変更無く、焼却時間が延びることで処理能力がアップするというような状況です。

C委員 24時間焼却処理するとかえってダイオキシンの抑制ができると、そのあたりを考慮してそうしているということよろしいですか。

事務局 そうなります。

議 長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

D委員　　こういう施設は長くどうしても必要だということですが、この環境測定結果というのがいろいろ出ていますが、今、C委員が振動について、この数値の5倍ということであれば基準値を上回るのではないかと、騒音も5倍であれば基準値を上回るのではないかと、そういう想定だと思えますけれども、それ以上にこの環境測定はどこで行っているのでしょうか。

事務局　　民間の第3者の測定機関で測定しております。

D委員　　第3者の機関でというのは、今の東電の結果発表のようですけれども、当局としてどういう対応をしているのですか。測定結果というものに対して。例えば、一緒に測定に行くとか、そういうことはないのですか。

事務局　　大気汚染に関しましては、年に2回法的に測定が義務づけられておりまして、その結果を環境部局で審査を致しまして、その結果に基づいて環境部局と建築部局で協議しまして、建築部局としては一緒に行って測定するというのではなく、その結果をもとに判断しているという状況になっております。

こちらの騒音、振動、悪臭に関しましては、現況の測定と予測の測定をいたしまして、こちらは生活環境影響評価で測定いたしまして、こちら環境部局に出された資料となっております。そちらにつきまして建築部局としましても、こちらの評価結果をもとに影響はないのではないかと判断しております。

D委員　　私が言っていることはそういうことではなくて、説明する人が紙を読んで説明だけするのではなく、実際その部分というものへ立ち会うとか、一緒に環境測定をやるということをしなないと、紙だけで真実性というものがあまりダイレクトに私は捉えられないのだけど、その点につきまして会長どうですか。

議長　　事務局はどうですか。

事務局　　基本的には環境に関する測定というのは、山梨県の環境に関する要綱に基づいて、事前協議を行います。その中で環境部局が十分な打合せの中で、環境の測定を行っていると聞いております。建築部局といたしましても、それに基づいて判断しているという状況にあります。

お話しにありましたとおり、確かに県として一緒に立ち会うことでその信憑性というものが図られるというご指摘はごもっともと考えますが、それにつきましては測定にあたっての協議を十分積んだ上での結果というように認識しておりますので、ご理解頂ければと考えております。

D委員　　こういう数字というのは、出てくるところと、発表するところで、違うことが多いからということでお聞きしたのですが、騒音とか、振動とか、悪臭というのは単純に、許可を下ろす上での環境測定というのはできるのではないかと。

事務局　　許可を下ろす上で、再度、私どもでということのご指摘と理解していますが、繰り返しの話で恐縮ではありますが、測定場所等、協議の中では十分な打合せをしていると聞いておりますので、ご理解いただければと考えております。

D委員　　そうすると、この数字は今、現状に生きている数字ですね。そうすると先ほど言ったように、5倍の廃プラなどの処理量が増えるということになると、今時点のこの数字は完全に変わりますね。例えば、騒音の問題、これが76 dB。この数字は基準値です。基準値というのは基準値を超えてはいけないという数字なのでしょう。

事務局　　数値の増えるかということについて説明させていただきます。事務局としての先ほどからの説明の中で、焼却施設につきましては、平成13年に廃掃法の許可を受けまして、24時間の稼働しております。本来は稼働時間が変わったときに、51条の許可を得ることになるわけですけれども、今回はその手続き的にされていなかった状況です。

ですから、処理している量として今回の申請で8時間から24時間に上がるのですが、実際には平成13年当時から24時間で動いておりますので、その中での測定値ということですから、数値的にこれが上がっていくというものではありません。

それと76 dBの話ですが、この測定値は現況、金川の横を通っている道路の騒音レベルです。既に76 dBという数値になっておりまして、その数値の騒音レベルが大きく、今回の施設で76 dBになっているということではありません。

D委員 私は別にこの施設に対して何かということではなく、こういうものを結果として環境測定と出すときに、環境測定自体を良く理解していない人、また、スポークスマンがそれに触ることなくこういう判定結果で判断しているというのは、今の日本の特に東電の問題を踏まえて考えると非常に危険かなと、この笛吹市のこの物件の問題ではなく、そういうことはもう一步深く入っていかないと、案外この数字の結果に嘘が多かったとかそういうことがないよという心配をしている。言い方は少しきつかったかもしれませんが。

議長 先ほど平成13年に許可を得ていると、この施設自体はすでに稼働しているということですね。ですから、結果的にこの数値を上回るということが現実的にあり得るのか、その点はどうですか。

事務局 現在稼働しているものですから、今回の申請にあたって焼却が増えるということではありません。ですから、数値的なものが上がるということは現実的に考えにくいということになります。

議長 それは間違いなく問題ないということですか。その辺のことを例えば後で検証できるような手ではありますか。

事務局 こちらの数値につきましては、毎年2回測定を行っておりますので、そちらのほうで検証することはできます。

議長 その点につきまして、私は議長という立場で申し訳ありませんが、例えば今、年2回検証という話でしたが、検証した結果、数値が上回るようなことがあった場合にはどういった対応が可能なのでしょうか。

事務局 基本的にはこの数値を超えるということでは、まずいということになりますので、こちらの規制につきましては環境部局の話になるのですが、適正な数値になるよう指導していかねばならないと考えています。

議長 仮に万が一、上回るような事態があった場合には許可の取消し等はあるのでしょうか。

事務局 直ちに許可の取消しということにはならないと考えておりますけれども、当然適切な対応をしていただくような指導等をしていく必要はあると考えています。

議長 D委員からのご意見はもっともなことだろうと思うのです。そういう意味で、その数値自体が後戻りでも検証できないというかたちで、言い方は悪いですが、ごまかしのようなかたちになってしまうというおそれもないわけではないということ踏まえた上で、本件についてはどうでしょうか。何かその点について他にご意見はありますか。

A委員 私は笛吹市におりますけれど、この施設については現場を見ていないわけですから、わからないのですが、この書類を見ますと市長、また住民の区長がこの施設についてよろしいでしょうということで賛成といいますか、建ててもよいというコメントが書いてありますけれども、D委員が言われるように、放射能のようなものが出たときにどのように対応するのか、ということ今一番心配しているわけなのです。今、山梨県は心配ないですけど、搬入したとき、もし出てきたときにはどういった対応をしていくか。今回の建物については、皆様のご賛同をいただきたいと思うのですが、汚染についてはどう考えていくのか、年に2度検査するというございですが、例えば出たときにどうするのか、会長さんが言われるように、県としても考えを持っていただかないと大変かなと考えております。

議長 今、A委員からご意見が出ましたけれども、そういう前提で今回の位置の決定については同意をするということで、当審議会としてはそういう意見が出たということ踏まえた上で意見を述べるといような扱いでどうでしょうか。

(異議なし)

議 長

よろしいでしょうか。では、今出た意見を意見として述べるという前提でこの議案につきましては同意するということにいたします。  
以上をもちまして本日の審議を終了いたします。活発なご意見ありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。その他として何かございますでしょうか。  
特に無いようですので、以上をもちまして、第141回山梨県都市計画審議会を終了させていただきます。  
なお、次回の審議会につきましては、日程、議題等が決まり次第連絡させていただきますので  
よろしく願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。